

長野工業高等専門学校入学者選抜委員会規則

最終改正 令和4年7月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第16条第2項の規定に基づき、本校入学者選抜委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 学生の募集に関すること
- 二 入学者選抜試験の実施に関すること
- 三 入学者の選考に関すること
- 四 その他入学者選抜に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 学科長，各系長及びリベラルアーツ教育院長
- 四 校長が必要と認める者
- 五 学生課長

2 前項第四号に規定する委員は、校長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第四号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副校長のうち、あらかじめ校長が指名した者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要あると認めるときは、第3条に規定する委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校入学者選抜委員会規程（昭和57年9月1日制定）及び長野工業高等専門学校専攻科入学者選抜委員会規程（平成15年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。（内部組織規則の改定関係（第1条）、副校長の職務変更（第3条第1項））

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年7月4日 一部改正）

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。